

新潟県スポーツ公園 多目的運動広場大会利用基準

1. 目的

多目的運動広場は県民の健康増進や交流の場として幅広く多目的に利用できる機会を提供する施設です。

本規程は、大規模な2つの施設を有する新潟県スポーツ公園の施設として、大規模大会等を優先しつつ広く県民の方々に利用の機会を提供するため、適切かつ円滑・効果的に進めることを目的とし指定管理者が定めるものです。

なお、利用調整に当たっては、デンカビッグスワンスタジアムおよびハードオフ エコスタジアム新潟とも連携を図り、スポーツ公園全体で円滑な利用が図れるよう配慮するものとします。

2. 対象

利用調整の対象とする大会やイベントは以下のとおりとします。(1)(2)と上位を優先とします。

同順の大会等は、新潟県主催、市町村主催、団体・企業等主催の順となります。その他、所属長の決定によります。

(1) 大規模大会等

ア) デンカビッグスワンスタジアム又はハードオフ エコスタジアム新潟と一体利用する大会等

イ) 全国大会

ウ) 全国大会につながる大会

エ) 上記に類する催し

(2) 中規模大会等

ア) 県外又は国外など広域に渡り交流や普及を目的とした大会等

イ) 上位大会へとつながらない完結型の大会（参加チーム数が8以上の大会）等

(3) 大会以外の利用

ア) イベント（学校、団体、企業等の参加者数100人以上のもの）等

イ) 各種スポーツの研修会（参加者数が100人以上のもの）等

3. 利用の制限

一般利用枠を確保するため、大会利用は以下のとおりとします。

(1) 同一団体の大会利用は月3日以内とします。

(2) 大会での利用は週3日（日～土曜）を限度とします。

(3) 大会利用は平日及び土、日、祝日ともに南エリアとします。

4. 利用調整と決定通知

申込みのあった大会は、2. 対象により調整を図り、3. 利用の制限を踏まえて日程を調整します。大会利用が決定したら、申請者に対して大会利用決定通知書を送付します。

5. 正式申込み及び使用許可

利用予定の 1 ヶ月前までに「有料公園施設使用許可申請書」を提出してください。当該申請書の提出を正式申込みとし、「有料公園施設使用許可通知書」の交付をもって、本決定とします。

なお、提出されない場合、利用の意思がないとみなし権利を無効とします。

6. 禁止事項等

申請ならびに調整は、開催を希望する大会・イベントについて行うものであり、主催団体の利用を確保するものではありません。よって、申請者は以下の点に注意し申請をしてください。

(1) 権利譲渡の禁止

利用申込み団体以外への使用の権利を「譲渡・転貸」することは認めません。

(2) 目的外の使用

申込内容に偽りがあった場合は、その権利を無効とします。

7. その他

この規定に定めのない事項は所属長が決定します。